

# 真庭市こども計画

## 概要版



令和7年（2025年）3月

真庭市

# 真庭市子ども計画とは

(計画書本編 P.3～8)

この計画は、子ども基本法等に基づく「市町村子ども計画」として、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を含めた一体的な計画として策定します。

計画の対象は、子ども・若者（おおむね30歳未満まで）及び子育て世帯とします。本計画において、「子ども」はおおむね18歳未満を指し、「若者」はおおむね思春期から青年期までを指すものとしますが、施策によっては40歳未満までを対象とする場合があります。

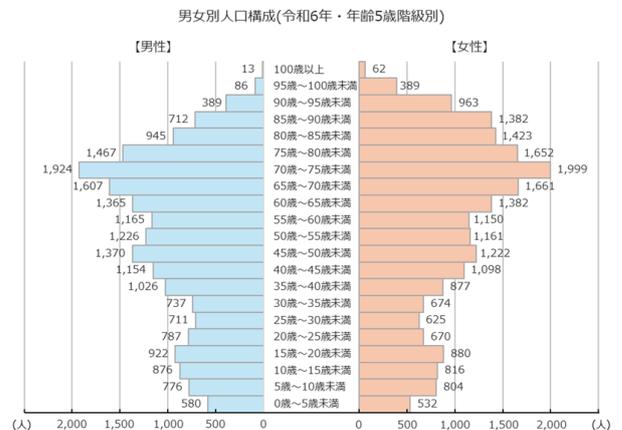


計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

# 真庭市の現状

(計画書本編 P.12～57)

## 人口の状況



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

資料：住民基本台帳（令和6年3月31日時点）

推計は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による

## 真庭市の課題

(計画書本編 P.58～61)

こども・若者に関する統計情報やアンケート調査の結果等から、本市におけるこども・若者・子育て家庭をとりまく現状の課題を整理しました。

### 【こども、若者の自己肯定感の醸成】

小学生から中学生までは自分のことが好きな割合が高く、18歳以上の若者ではその割合が低下しています。

### 【居場所づくり】

居場所への要望は、小・中学生、若者共通で、その時々に応じて自由に利用方法を選択できるような場所が求められています。

### 【若者の出会い・結婚】

若者からは、市に求める取組として「若者が安心して結婚、子育てができる環境づくり」が最も多く挙げられています。

### 【若者と地域の関係】

若者からは、地域活動に参加・協力したり、あいさつや立ち話等の直接的なコミュニケーションをとることは後ろ向きな姿勢も見られます。

### 【こども・若者の相談窓口】

「誰にも相談しない」という小・中学生・若者が一定程度おり、公的な相談機関としてこうした人々の声を聴き、円滑に支援につなげていくことが求められます。

### 【子育て支援】

子育て支援ニーズを適切に把握し、運営体制の適正化を図っていくことが求められます。

### 【子育て支援の相談窓口】

公的な相談窓口では、専門性の高い職員による相談や、各分野の専門家と連携して円滑に相談者との間を取り次ぐような体制を作ることが重要になります。

### 【こどもの貧困】

こどものいるひとり親世帯の貧困率は依然として高いままです。

### 【児童虐待】

問題意識を高めるための周知・啓発を図りながら関係機関・団体等と連携して対策に取り組む必要があります。

### 【ワーク・ライフ・バランス】

共働き世帯が多いとみられる本市の特徴からみても重要であり、また、こどもたちが幸福な生活を送るためには、育児や介護、そして親自身の生活満足度を高めながら、家族全員が健康に安心して暮らしていけることが大切です。

### 家庭や地域の中で自分が大切な存在であることを 実感することができる環境づくり ～こどもがまんなか～

この計画は、「こどもまんなか社会」の実現を地域に根ざした形で進めます。親の幸せがこどもの幸せにつながることを踏まえ、**こどもたちが家庭や地域の中でかけがえのない存在として尊重され、自らの価値を認めながら成長できるまちを目指します。**

こどもを権利の主体として認識する意識を育むとともに、地域の「人と人のつながり」や「自然と共生する環境」という強みを活かし、地域全体でこどもたちの健やかな成長を後押しします。

### 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約はこどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

#### 1. 差別の禁止（差別がないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、貧困、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

#### 2. 子どもの最善の利益（こどもにとってもっともよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### 3. 生命、生存、発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。

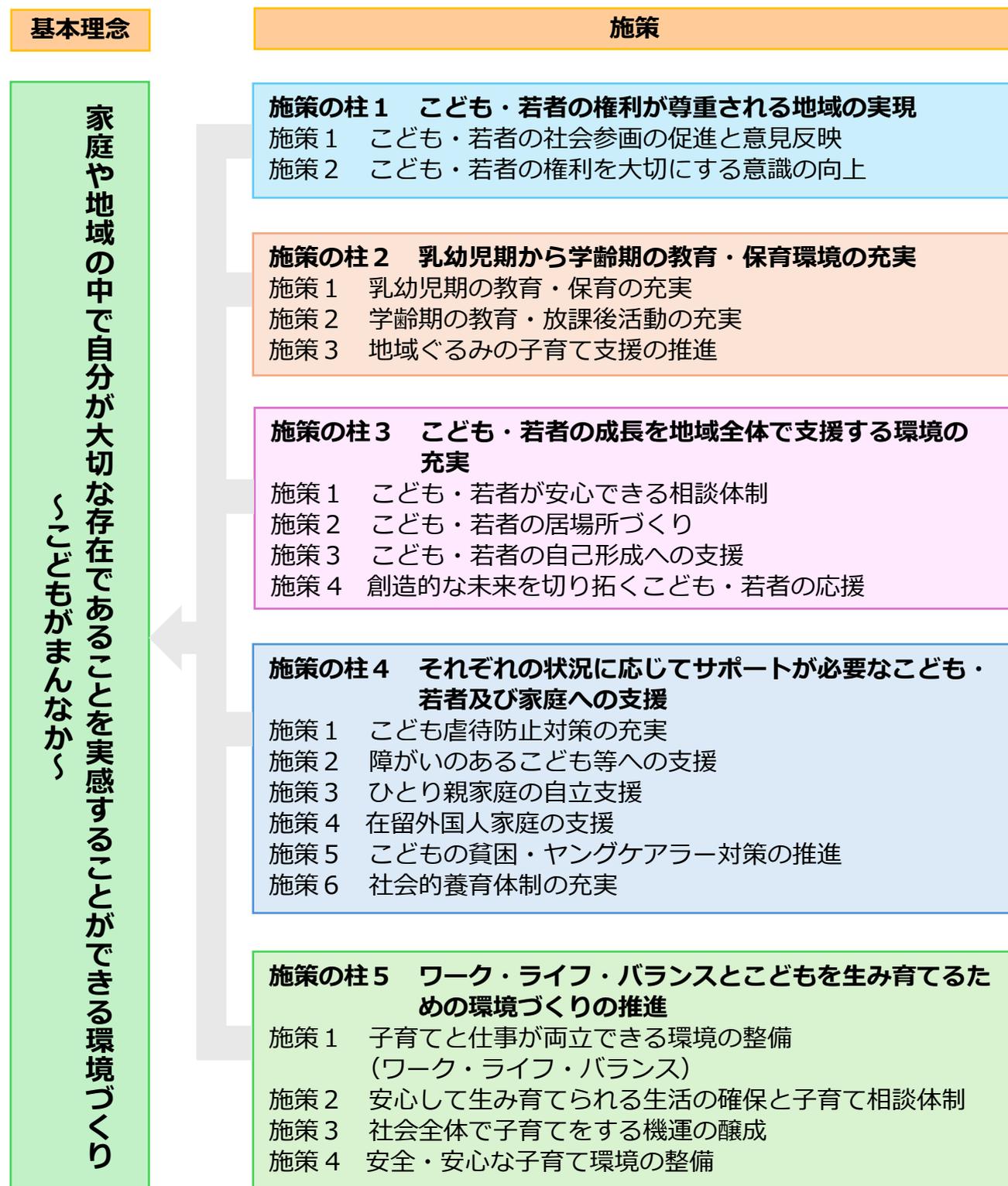
#### 4. 子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

## 施策の体系

(計画書本編 P.66)

基本理念の実現に向けて、以下の5つの施策の柱を設定し、柱ごとに各事業を位置づけ、こども・子育て施策を推進します。



## 進捗を測る指標（成果指標）

（計画書本編 P.67～69）

計画期間中（令和7年度から令和11年度）の5年間で、基本理念、施策の柱の達成に向け、目標を設定します。

### ○施策の柱1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	今の自分が好きだと思うこどもの割合（小・中学生）	70.4%	現状維持
②	今の自分が好きだと思わない若者の割合（若者）	12.2%	10.0%
③	こどもの意見を取り入れると思う保護者の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	86.7%	90.0%
④	こども・若者が意見を発表できる機会や地域活動をはじめとする社会参加のきっかけがあると思う若者の割合（若者）	16.2%	50.0%

### ○施策の柱2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	子育て生活の満足度の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	56.2%	70.0%
②	子育て環境や支援への満足度の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	30.9%	50.0%
③	地域や社会に支えられていると思う保護者の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	63.0%	70.0%
④	子育て環境や支援に満足していない保護者の割合 （未就学児童・就学児童保護者）	22.1%	10.0%

### ○施策の柱3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	困った時に相談したり、悩みを話せる人がいるこども・若者の割合（小・中学生・若者）	80.7%	90.0%
②	仕事や学校以外の活動へ参加していない若者の割合（若者）	47.0%	30.0%

③	地域の行事に参加しやすいと感じる若者の割合 (若者)	34.4%	50.0%
④	人々のつながりが自分には温かく心地よいと感じる若者の割合 (若者)	51.6%	70.0%
⑤	地域活動への参加に積極的である若者の割合 (若者)	27.7%	50.0%
⑥	この地域に今後も住みたい若者の割合 (若者)	55.1%	70.0%

#### ○施策の柱4 それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家庭への支援

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	相談窓口として公共の窓口を知っている保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	69.3%	70.0%
②	相談窓口として公共の窓口を利用したいと思う保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	46.9%	50.0%
③	今の暮らしに満足しているこどもの割合 (小・中学生)	74.1%	現状以上
④	ヤングケアラーの意味を理解している保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	66.8%	70.0%

#### ○施策の柱5 ワーク・ライフ・バランスとこどもを生き育てるための環境づくりの推進

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
①	父親が育児休業を取得した割合 (未就学児童保護者)	19.0%	85.0%
②	母親が育児休業を取得した割合 (未就学児童保護者)	67.3%	85.0%
③	仕事を休むことが可能な保護者の割合 (就学児童保護者)	49.0%	50.0%
④	相談窓口として公共の窓口を利用したいと思う保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者) (再掲)	46.9%	50.0%
⑤	子育てに孤立感や孤独感を感じる保護者の割合 (未就学児童・就学児童保護者)	19.7%	10.0%

### 施策の柱1 こども・若者の権利が尊重される地域の実現

施策の方向性1 こども・若者の社会参画の促進と意見反映

主な施策の内容

○意見を発表できる機会や座談会等の活用 ○意見表明の充実と反映

施策の方向性2 こども・若者の権利を大切にする意識の向上

主な施策の内容

○こども・若者の権利の啓発や教育 ○こどもの権利の大人に対する研修等

### 施策の柱2 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実

施策の方向性1 乳幼児期の教育・保育の充実

主な施策の内容

○幼児教育・保育人材の確保 ○ライフステージに応じた子育て支援

施策の方向性2 学齢期の教育・放課後活動の充実

主な施策の内容

○放課後児童クラブの充実 ○こどもの居場所・遊ぶ機会づくりの充実

施策の方向性3 地域ぐるみの子育て支援の推進

主な施策の内容

○地域全体ではぐくむ体制づくり ○学校・家庭・地域連携の推進

### 施策の柱3 こども・若者の成長を地域全体で支援する環境の充実

施策の方向性1 こども・若者が安心できる相談体制

主な施策の内容

○こども・若者の相談事業の充実 ○こども家庭センターによる相談支援

施策の方向性2 こども・若者の居場所づくり

主な施策の内容

○こども・若者の居場所・体験機会の提供 ○居場所となる場所の情報発信

### 施策の方向性3 こども・若者の自己形成への支援

#### 主な施策の内容

- 若者が希望するライフプランの実現の後押し
- 人権に関する理解の深化

### 施策の方向性4 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援

#### 主な施策の内容

- 地域資源を活用した学び
- 郷育を核にしたキャリア教育

## 施策の柱4 それぞれの状況に応じてサポートが必要なこども・若者及び家庭への支援

### 施策の方向性1 こども虐待防止対策の充実

#### 主な施策の内容

- 児童虐待防止に向けた関係機関との連携と見守り強化
- 児童相談窓口の周知

### 施策の方向性2 障がいのあるこども等への支援

#### 主な施策の内容

- 障がいのあるこども・若者の支援
- いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

### 施策の方向性3 ひとり親家庭の自立支援

#### 主な施策の内容

- ひとり親家庭への総合的な相談支援の充実
- ひとり親家庭への自立、就労支援

### 施策の方向性4 在留外国人家庭の支援

#### 主な施策の内容

- 在留外国人のこども・若者・家庭への支援
- 多文化共生社会の実現

### 施策の方向性5 こどもの貧困・ヤングケアラー対策の推進

#### 主な施策の内容

- こどもの貧困・ヤングケアラー等を見逃さないための啓発や相談体制の強化

### 施策の方向性6 社会的養育体制の充実

#### 主な施策の内容

- 里親制度の普及啓発と支援体制
- 社会的自立のための支援

## 施策の柱5 ワーク・ライフ・バランスとこどもを生き育てるための環境づくりの推進

### 施策の方向性1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

#### 主な施策の内容

- 子育てしやすい就労環境づくり
- 企業の意識改革に向けた取り組み

## 施策の方向性 2 安心して生み育てられる生活の確保と子育て相談体制

### 主な施策の内容

○妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援 ○こどもの発達・育児相談

## 施策の方向性 3 社会全体で子育てをする機運の醸成

### 主な施策の内容

○みんなではぐくむ子育てのまちの実現 ○機運醸成のイベント開催

## 施策の方向性 4 安全・安心な子育て環境の整備

### 主な施策の内容

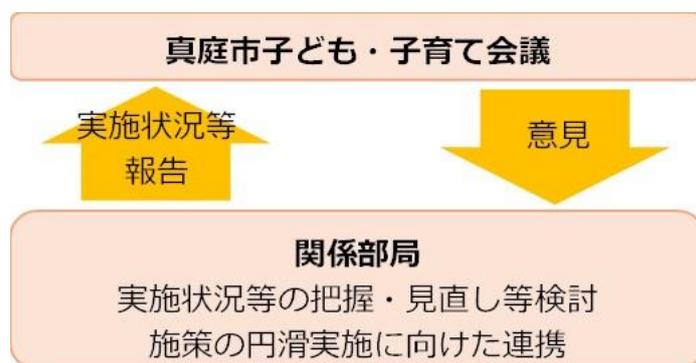
○地域でのこどもの見守り ○防犯や交通安全意識の高揚

## 計画の推進

(計画書本編 P.118～120)

### ○計画の進捗管理

真庭市子ども・子育て会議に毎年度の施策の実施状況を報告して必要な見直しを行い、取組の改善・向上を図っていきます。



### ○計画の推進体制

#### 1 こどもや若者、子育て当事者の参加

市が施策を推進していく際には、こどもや若者、子育て当事者の参画や意見反映の機会を設けられるような取組を進めます。

#### 2 地域や関係団体等との連携

市民をはじめ、地域団体、ボランティア、NPO 法人、企業等、地域で活動する主体との相互連携の強化を図るとともに、協働の仕組みづくりを推進していきます。

#### 3 計画の周知

ホームページや広報等をはじめ多様な手段を通じて本計画を周知することで計画の理念を広く共有し、一体的、総合的にこども施策を推進します。